質 問 第 八 号昭和四十一年四月一日提出

大豆の輸入関税等に関する質問主意書

右 の質問、 主意 書を提出する。

昭和四十一年四月一 日

提 出 者

> 島 П 重

> 次

郎

衆 議 院 議 長 Щ 口喜久一郎

殿

## 大豆の輸入関税等に関する質問主意書

ガ ツ 1 交 渉  $\mathcal{O}$ 内 容 が 秘 密に さ れ 7 1 る 点 に 0 V) 7

ガ ツ 1 関 税 交 渉 0) 成 ŋ 行き **V** > か  $\lambda$ は 製 油 産 業 に 重大な影響 を お ょ ぼす É  $\mathcal{O}$ で あ る が、 政 府

は、  $\mathcal{O}$ 交渉に のぞむ に あたつて提 出 して **,** \ る 日 本 側  $\mathcal{O}$ 案に つい て、 国 内 産 業 に は な  $\lambda$ 5  $\mathcal{O}$ 相

談 もな く 全く秘密裏にことが 進  $\otimes$ 5 れ 7 1 る。 そ 0 内 容 「をす , み  $\dot{\phi}$ カュ に 明 5 カコ に す べ きだと思

製 油 原 料 関 税  $\mathcal{O}$ 大 豆 偏 重 に 0 1 7

うが、

7

カゝ

な

る

理

由に

よつて秘密に

して

1

る

 $\mathcal{O}$ 

か。

政 府 は 目 下 製 油 関 係 品 目  $\mathcal{O}$ う ち、 大豆 に 0 ١ ر て は 輸 入 税 率 を 免 税 に す る と Į, う 方 向 で

ガ ツ } 交 渉 を進  $\Diamond$ 7 1 る 模 様 で あ る が、 他  $\mathcal{O}$ 油 脂 原 料 関 係 12 つい て は な おざり にされて ١ ر るき

らいがある。

価  $\mathcal{O}$ る 三%とい なくて、  $\mathcal{O}$ 大部 0) 値 格 大豆 で 段  $\mathcal{O}$ 分 あ  $\mathcal{O}$ 0) 高 うの 輸 従 る。 は 場 騰 量 合 入 関 12 ー〇二ド は、 ょ 0) は L 税率 カン 従 り、 キ ŧ, 今日では 口 量 は、 ル 兀 税 たえず一三%を大幅に下回る率になつてい 五〇セ こ の 円八〇銭の方がはるかに多い。 とし 現在、 大 て もはや有 ント 豆 丰 トン当たり一〇二ドル五 関 口 当 以 税 上の 名無実となつていて、 に た ŋ は 値段で 四 脱 円 脂 八 大  $\bigcirc$ あるから、 豆 銭 0) が ことに昭和三十七年以降は、 保 課 して 税 せ ع 5 実際に 適用される税率も ント *\* \ れることに う 以下 る。 は 特 別 . (T) す 措 場 なわ な 置 %以下にとどま 合 つて が は ち、 従 講 一 三 %、 価 じ 7 大 豆 5 る。  $\mathcal{O}$ 海 れ 三 関 7 外 通 それ つて % 関 税 0 7 率 大豆 る で 以上 大 V は 豆  $\mathcal{O}$ 

算す 上期 Ś 現 (四~九 と、 実 に 昭和 課 せ 三十 5 七• れ 七 7 九 %、 、 年 1 度 る 九 税 % 額 · 期 は はさらに低下する見込みである。 ŧ 同三十 つと · 八 年 低 1 度 ŧ 九 0) に 兀 な % 0 て 同 1 三十 る。 九 年 通 関 度 金 八 額 کے 六 税 % 額 か 同 5 兀 簡 + 単 年 に 度 試

一三%とい う名目関税に対し、 実質はこの半分強の税率にすぎないのである。 にもか かわら

月)

下

そ ず、 て  $\mathcal{O}$ 1 是 る。 政 正 府 対 そ は 策  $\mathcal{O}$ は か 全く げ  $\mathcal{O}$ に 七 か なおざりにされ % くされ 余 り  $\mathcal{O}$ て、 大 豆 な 関 た 7 税 ね ζ, を  $\mathcal{O}$ る。 7 関 じ 税 関 ることに は 税 依 対 然 策 丰 ょ  $\mathcal{O}$ 口 大 0 当 て、 豆 た 偏 ŋ 重 食 六 を改 用 円 油 める意思なきや否  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 自 銭 由 に 化 固 定 を 進 さ れ  $\Diamond$ た ょ やをう うとし ま ま、

## 三 無 視 Ž れ 7 7 る な た ね 税 率 引下 げ $\mathcal{O}$ 要 望

カ

が

1

た

り、 が ず سلح 大 な た  $\mathcal{O}$ 豆 中 関 < ね 小 5 税 製  $\mathcal{O}$ 輸 11 を 油 か 無 業 入 わ 税 関 者 カン 税 に カン 5 す 5 は な ることが 大 豆 0) とい 関 な 先 税 た つた暴っ 決 ょ ね で、 n 関 丰 税 言を吐く始 な 口  $\mathcal{O}$ 当 た 引 た ね 下 ŋ は げ 自 要 末だと 円 由 望  $\equiv$ 化 が  $\overline{\bigcirc}$ L あ 聞 銭 7 0 1 か 高 て 7 らで 0 7 ŧ 六 る。 円 な 農 け 林  $\bigcirc$ れ 省当局とし 銭 ば にす 適 切 Ź な お 輸 7 か 入 は 関 れ て 税 ま お 率

改 定を怠 な た ね つて自 関 税  $\mathcal{O}$ 由 改 定 化 L は た場合には、 な た ね  $\mathcal{O}$ 輸 多くの 入 た自 中 由 化 小 業者は、 して からで その は 高 遅きに 税  $\mathcal{O}$ 失 た め するきら に 犠 牲 に 1 な が る あ る。 おそ れが 関 税

あるからである。

な た ね は 中 小 製 油 . 業 者 に とつ て 唯 0) 最 ŧ 重 要 な 油 脂 原 料で あ る。 ま た、 な た ね は 大 豆  $\mathcal{O}$ 

二倍 も油分をも つ重 要 な油 脂 原料 である。 このような、 なたね を 高 1 関 税  $\mathcal{O}$ ま ま す Ź お < لح V

うことは、 とり ŧ なおさず政府の 中小 企業対策 0 重大な 欠 如  $\mathcal{O}$ 露 呈 で あるとい わ ね ば な 5 な

は 無 税 大 豆は に L ようとし すでに前 て 記 1 0 る ように実質 0 に . 対 し、 的 品に低 なたね ١ ي 税 を 高 率であ 関 税  $\mathcal{O}$ るのに、 ま まに さらにこれ しておくということは、 を引き下 げ、 根 あ 本 る 的 1

に大きな誤りをおかしているものだと考えられる。

な た ね 12 高 1 関 税 が か け 5 れ た つ 0 動 機 は、 玉 産 な た ね  $\mathcal{O}$ 保 護 ということで あ つ た。 L か

現 在 は 国 産 な た ね に 7 7 て は 「大豆<sup>、</sup> 一なた、 ね 交 付 金暫 定措 置 法 に ょ つて 保 護さ れ て お り、 輸

入 な た ね 0 関税 とはきり はなな して 農 民対策が実 施されている。 今日で は、 なたね 0) 関 税 と国 産

なたねの保護とは全然別問題である。

現 在  $\mathcal{O}$ 油 糧 品 目 0) 関 税 覧 表 に は、 多 < 0 矛 盾点と不 備 点 が のこされ てい る。 ک 0) 矛 盾 と 不

7

備 を 是 正 することなしに 大豆 関 税 だけを修正し、 ガツ } 交渉をまとめ、 非 自 由 化 品 目  $\mathcal{O}$ 窓  $\Box$ を

開 放 L た りすることは、 きわめて危険 で ある。 大 豆 関 税 を修正するときには、 当 然、 他  $\mathcal{O}$ 原

料、 油、 油 か す全般の 関税率を改定しなけ ればならないと考える。

矛

盾

 $\mathcal{O}$ 

<del>---</del>

つ

を

指

摘

す

る。

大 豆

関

税

は

名

目

一三%または

キ

口

当た

ŋ

兀

円

八〇

銭、

実質

七

%そこ

そこであ る  $\mathcal{O}$ に 対 Ļ 大 豆 油 は 丰 口 当たり二八円、 大豆 油 か す は 五. % で あ る。

方、 な た ね 関 税 は キ 口 当 た り 六 円  $\bigcirc$ 銭 で 大 豆 関 税 ょ ŋ 高 11 が、 な た ね 油 は 丰 口 当 た り

二四 円 で 大 豆 油 ょ り 安 < な た ね 油 か す は そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 油 か す 同 様 無 税 に な つ 7 1 る。 す な わ ち、

原 料 関 税 で は な たね (T) 方が 大豆より高く、 製品 関 税 で は 逆に安くなつて ζ`\ るの で あ る。

大豆となたね  $\mathcal{O}$ 関 税 率の不均 衡に加えて、 なたね自体の 原料と製品 0 関 税 アンバラン スはこ

 $\mathcal{O}$ 事 を 見 て ŧ 明 5 か で あろう。 ともに 自 由 化 した場 合に受 け る 国 内 産 業  $\mathcal{O}$ 打 擊  $\mathcal{O}$ 度 合 7 は、

大 手 企 業 ょ り 中 小 業 者  $\mathcal{O}$ 方 が は る か に きび Ū いということがわか る。 大企業 温 存 政 策  $\mathcal{O}$ 偏 重 ٢

中小業者保護対策の欠如のあらわれである。

原 料 製 品  $\mathcal{O}$ この ような差別 扱 いが なくとも国内では大企業に中小業者は日一日 : と 圧 迫を受

け 転 廃 業 0 Þ む なきに (1 たつて V る。 か てて加 えて、 関 税上 のこうし た差別 待遇に より 中 小 業

者はますます窮地に立たされているのである。

五 国民生活の向上のために

油 は 味 噌 醬 油 な どとな 5  $\lambda$ で 生 活 必 需 物 資 で あ る。 現 在 で は ŧ は Þ 油 を ぜ 1 たく 品品 だ な

どと考える 人 は <del>\_\_</del> 人 £ 1 な 7 は ず で あ る。 欧 米 諸 玉 に < 5 べ て、 日 本 人  $\mathcal{O}$ 油  $\mathcal{O}$ 摂 取 は ま だ ま だ

低 すぎることは V) まさら ١ ر う ŧ で ŧ な \ \ \ わ が 玉 で は、 ŧ つ と油  $\mathcal{O}$ 摂 取 をふ B す Ĵ う な 施 策 が

望 主ま いれる。 ところが、 現実に政府のとつてい る政策は む L ろそれ らとは逆の 印 象 をうけ Ś ŧ  $\mathcal{O}$ 

油 脂 原 料 12 対 す る 高 1 関 税 は、 S 1 7 は 油  $\mathcal{O}$ 摂 取 増 進 を 妨 げ る ŧ 0 で あ る。 さきに みてきた

よう な 輸 入 関 税 率 に 対 す る多く  $\mathcal{O}$ 矛 盾 は 他  $\mathcal{O}$ 基 幹 産 業 ょ り ŧ 製 油 産 業 を 軽 視 L 7 V) ることを

玉 鉄  $\mathcal{O}$ 貨 物 運 賃 改 正  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に Ł そ の 一 例 が あ る。 同 じ 生 活 必 需 品 で あ る 味 噌 • 醬 油 は 特 別

意味

す

る

ŧ

ので

あ

á.

農林

:省当

局

とし

て

ŧ,

ŧ

つと真

剣

にと

ŋ

組

む

べ

きであると考えら

れ

る。

等 級  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 を う け 7 1 る。 ま た 同 ľ 油 脂 で ŧ 7 ガ IJ ン シ 日 ] 1 ニング t 特 别 運 賃  $\mathcal{O}$ 恩 恵

を受 け 7 1 る。 12 ŧ カン か わ 5 ず、 食 用 油 が あ 1 か わ 5 ず 高 運 賃 に 悩 ま さ れ 7 1 る  $\mathcal{O}$ は、 な ぜ で

あ ろ う か 日 本 玉 民  $\mathcal{O}$ 体 位 向 上 に 不 可 欠  $\mathcal{O}$ 食 用 油 をど う 1 う 理 由 に ょ つ てこ 0) ょ う な 差 别 待 遇

12 す る  $\mathcal{O}$ で あ ろ う カン 運 賃 を安く 少 し で ŧ 安 価 な 良 質 食 用 油 が 全 玉  $\mathcal{O}$ 家 庭 にとどけ 5 れ る

ことは 非 常 に 意 義 0 あることと考えられる。 当 局  $\mathcal{O}$ 明快 な回答を希望する。

右質問する。